社会福祉法人 青鳥会の 障害福祉サービスご利用者 並びにご家族の皆様

> 社会福祉法人 青鳥会 理事長 牧 美輝 (公印省略)

新型コロナウイス感染症に関する対応について(お知らせ)

薫風の候、例年にない早い梅雨入りを迎えました。皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当法人の各事業所の障害福祉サービスをご利用いただきまして誠にあ りがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者が全国で爆発的に増加しています。 東京都、大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、愛 知県、福岡県が追加されました。また、北海道、神奈川県、埼玉県、千葉県、岐 阜県、三重県、愛媛県、沖縄県にまん延防止等重点措置が適用されています。

九州でも福岡県に隣接する佐賀県、大分県、熊本県の感染者が増加しています。 また、隣の宮崎県が独自の緊急事態を発出しており、鹿児島県も新規感染者数が 連日50人前後となっている状況です。

昨年の状況と大きく違う点として、感染力の強いと言われる変異株による感染拡大が指摘されています。

本年4月23日付で鹿児島県知事からの「ゴールデンウィークを迎えるに際しての新型コロナウイルス感染防止対策の県民の皆さまへのお願い」に引き続き、5月7日に「『感染拡大警報』の発令に関するメッセージ」が発出されています。「ゴールデンウィーク期間中に感染が急拡大し、感染拡大の警戒基準をステージⅡ~Ⅲに引き上げて、5月23日(日)まで感染拡大警報を発令する」という内容になっています。

当法人において、県知事メッセージ発出に基づき、当法人の障害福祉サービスをご利用になる際の対応を実施し、ご協力をいただいてまいりました。

この度の知事メッセージに基づき、別紙のとおりの対応を講じることになりました。

すべてのご利用者の健康をお守りすることを命題として対応しておりますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様、どうぞご自愛ください。

社会福祉法人青鳥会は、新型コロナウィルス感染症対策についての取り組みを行っています。

5月7日に鹿児島県知事から「『感染拡大警報』の発令に関するメッセージ」が発出されました。このメッセージに基づいて、法人各事業所における感染防止対応を、5月17日(月)から5月23日(日)まで、以下のように取り扱うことといたします。※ただし、感染状況の推移により、対応を延長することもあります。その際は再度ご連絡いたします。

○法人の感染防止マニュアルの対応フェーズを 2(市中感染時の対応)に引き上げます。

○全職員への感染防止の対策徹底

- ・法人全職員に対して、3 密を避けた不要不急の外出の自粛要請(職員家族にも協力を求めています)
- ・全国の都道府県の感染状況(その時々での)を踏まえた法人の指定する都道府県との往来や来訪者との接触について申告を要請(往来、接触状況によっては、就業を制限しています。)
- ・検温を 1 日 3 回実施(出勤前、出勤時、勤務 5~6 時間後) し、健康状態を自己管理して無理な就業をしないよう通知します。

○入所事業について

・ご利用者の面会、外泊、外出を制限します。

○通所事業について・・詳細は郵送でのご案内をご確認ください。

<生活介護>

・ほほえみへの吉野学園、あおいとりからの通所利用を中止します。

(ほほえみにおいては、事業所内の 3 密を避けて感染リスクを軽減させます。また、吉野学園、あおい とりの入所施設においては、通所を自粛することで感染リスクを軽減させます。)

- ・あおいとりの生活介護に地域から通所される利用者については多目的棟のみで受け入れ、入所棟ブロックとゾーンを分けます。
- ・グループホームからの生活介護の通所利用も制限します。その際は、ご説明と同意をいただいたうえで グループホームでの生活介護を実施します。

< 短期入所>

- ・愛光園は現状での空き居室を利用し、入所利用者とのゾーンを分けた利用とします。
- ・吉野学園、吉田愛青園、あおいとりは受け入れを中止します。ただし、自宅等で過ごすことが困難な方に ついて、ご本人、ご家族の意見を伺ったうえで、制限期間中の連続した短期入所利用を提案します。(そ の際は短期入所支給量の調整が必要となります)

<日中一時支援事業>

・日中一時支援事業については、入所棟ブロックでの受け入れを中止します。ただし、他法人の日中活動 事業所の開始前、終了後の日中一時の利用等については、入所棟以外の場所で利用時間を若干、短縮 しての受け入れを提案します。

<放課後等デイサービス、児童発達支援事業>

・放デイ、児童発達支援については、児童の過ごす場所の確保、家族の就労を支えるとの観点から開所し ます。

ただし、今後の新型コロナ感染症の発生状況によって、利用受け入れの是非について判断します。

<個別支援計画に関する業務>

・個別支援計画、モニタリング等に関する業務については、文書や電話でご説明をしたうえで、文書を送 付のうえ、同意いただく対応を行います。

<相談支援事業の新規契約に伴う面談の扱い>

- ・サービス等利用計画、モニタリング等に関する業務については、文書や電話でご説明をしたうえで、文書を送付のうえ、同意いただく対応を行います。
- ・新規利用の面談に関して、訪問が前提ですので当分の間、受付を中止いたします。